告示

埼玉県告示第六十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事　上　田　清　司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇〇リットル	03C107679～03C107689	十一	船舶	平成二十九年六月一日～平成二十九年十一月三十日
五〇〇リットル	03F034449～03F034455	七	船舶	平成二十九年六月一日～平成二十九年十一月三十日
一〇〇〇リットル	03G084301～03G084304	四	船舶	平成二十九年六月一日～平成二十九年十一月三十日
二〇〇〇リットル	03H019122～03H019127	六	船舶	平成二十九年六月一日～平成二十九年十一月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

川口市弥平三丁目十二―八
川口ハーバーマネジメント株式会社　芝川マリーナ

免税証を交付した事務所	亡失年月日
自動車税事務所	平成二十九年十一月二十五日